う　氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の住所・居所の所在場所を示す情報

5　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、6か月以内に消去（更新は除く。）することとなるものを除く。

⑴　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの（例えば、児童虐待や配偶者暴力等に係る被害の援助団体が有する被害者等の情報）

⑵　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの（例えば、不審者情報、クレーマー情報、総会屋情報や暴力団等の反社会的勢力に関する情報）

⑶　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの（例えば、要人の行動予定情報や防衛に関する秘密情報）

⑷　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの（例えば、警察等から受けた捜査関係事項照会の対象情報や犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第9条第1項に規定する疑わしい取引の届出の対象情報）

7　公表

第4の2⑵並びに第5の2及び4の規定にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

⑴　自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載

⑵　事務所の窓口等への書面の掲示・備付け

⑶　パンフレット等への記載・配布

8　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

第8の1⑴及び7の規定にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載又は事務所の窓口等への掲示等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

⑴　問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば口頭又は文書で回答できるような体制を構築しておく方法

⑵　店舗販売において、店舗にパンフレットを備え置く方法

⑶　電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレスを明記する方法

9　本人が容易に知り得る状態

第7の3及び4の規定にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。ただし、1回限りの「公表」では、「本人が容易に知り得る状態」とはいえない。

⑴　自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載等を継続的に行う方法

⑵　事務所の窓口等への書面の掲示・備付け等を継続的に行う方法

⑶　広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行う方法

⑷　電子商取引において、商品を紹介するウェブ画面にリンク先を継続的に掲示する方法

10　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

⑴　口頭（面談、電話等）による方法

⑵　書面（手交、郵送、電子メール、ＦＡＸ等）による方法

⑶　使者による方法

11　個人データ又は保有個人データの提供

6の規定及び第7の1から4までの規定にいう個人データの第三者への「提供」並びに第8の4⑵の規定にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

12　本人の同意

第4の2⑶、3、4及び5の規定並びに第7の1、2及び4の規定にいう「本人の同意」とは、個人情報取扱事業者の示す方法によって個人情報が取り扱われることを本人が承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

また、同じく「本人の同意を得」るとは、本人の承諾の意思表示を当該本人の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

⑴　同意する旨を本人から口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認する方法

⑵　本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認する方法

⑶　本人からの同意する旨の電子メールを受信する方法

⑷　本人に同意する旨について確認欄へのチェックをさせる方法

⑸　本人に同意する旨についてウェブ画面上のボタンをクリックさせる方法

⑹　本人に同意する旨について音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力等をさせる方法

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等の同意を得る必要がある。

第3　この指針の適用対象者の範囲

この指針は、国家公安委員会所管分野における個人情報取扱事業者を対象とする。

なお、個人情報取扱事業者でない国家公安委員会所管事業者についても、法の基本理念（法第3条）を踏まえ、この指針に規定されている事項を遵守することが望ましい。

第4　個人情報の利用目的に関する義務

1　利用目的の特定（法第15条第1項関係）

⑴　国家公安委員会所管事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。単なる「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、できる限り具体的に利用目的を特定したことにはならない。

利用目的の特定に当たっては、国家公安委員会所管事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。

⑵　国家公安委員会所管事業者は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、基本方針、この指針等を踏まえ、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等をいう。以下同じ。）を策定・公表している場合には、その中に、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の